

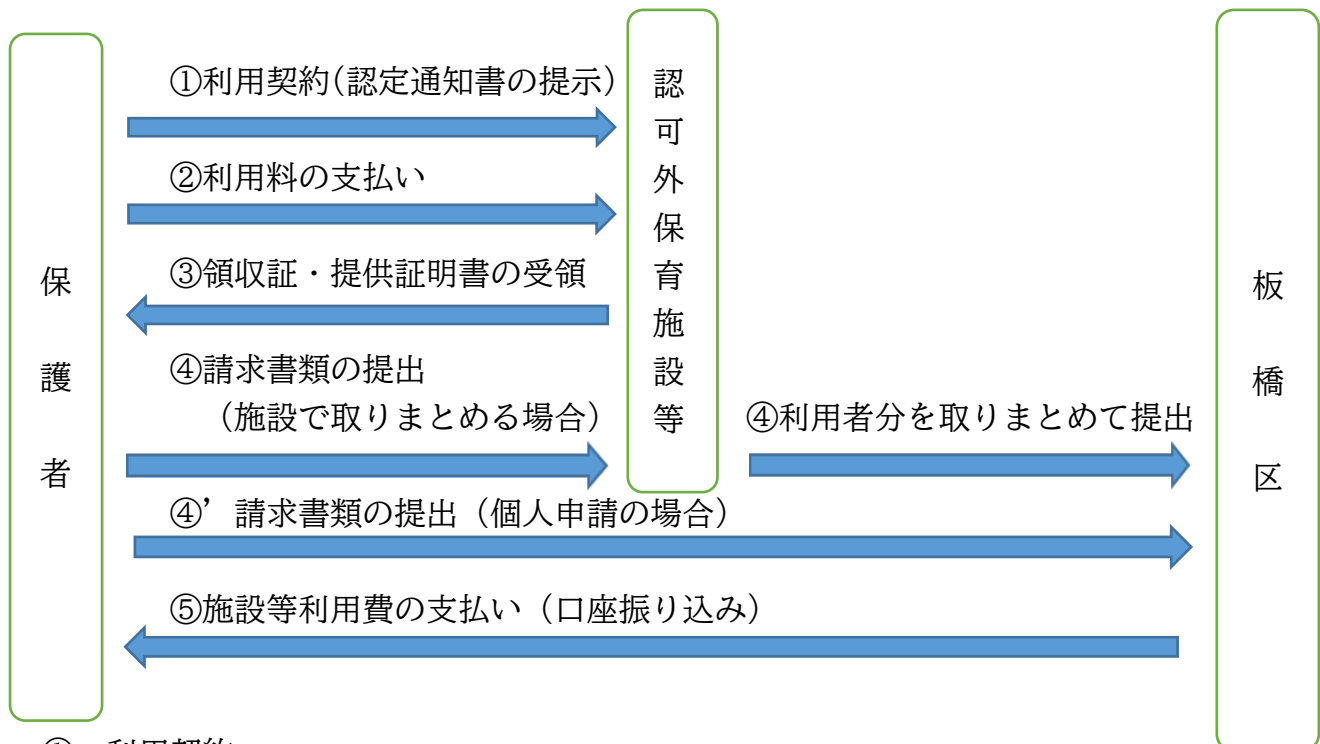
認可外保育施設等の利用から施設等利用費の請求まで

施設等利用給付認定を受けて、認可外保育施設等（東京都認証保育所を含む認可外保育施設、専用施設での定期利用事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリーサポート事業）を利用した場合の施設等利用費の請求手続きについてご案内します。

利用する予定の認可外保育施設等が教育・保育の無償化対象施設かは、施設の所在する区市町村のホームページ等をご覧ください。

（注）幼稚園・認定こども園（１号認定）の利用者については、板橋区教育委員会事務局学務課幼稚園係へお問い合わせください。

1 施設等利用費の請求までの流れ



① 利用契約

無償化対象施設を利用するにあたり、施設等利用給付認定を受けている旨を施設（事業者）に伝えてください。その際、「施設等利用給付認定通知書」の提示を求められます。

② 利用料の支払い

施設等利用給付の対象となる利用料と、対象外となる特定費用について、事前に文書で説明を受けて同意をしてから認可外保育施設等を利用し、その費用を支払いしてください。

※特定費用とは …日用品費、文房具代、行事参加費、給食費、通園バス代 等

③ 領収証・提供証明書の受領

②の支払いをした際に、認可外保育施設等から領収証及び提供証明書を受領してください。様式は、認可外保育施設等で独自の様式でも、板橋区の様式でも構いません。

④⑤ 施設等利用費の申請、支払い方法

提出書類、申請期間、振込時期は、区ホームページをご確認ください。



区ホームページ

「幼児教育・保育無償化（認可外保育施設）」

2 月額上限額

2号認定：月額37,000円

3号認定：月額42,000円

※月途中に転出入した場合、月額上限額は次のとおりになります。

月途中に転出する場合の上限額

37,000円（42,000円）×転出日の前日までの日数÷その月の日数

（例）2号認定の世帯が、板橋区から練馬区へ6月16日に転出する場合

$37,000円 \times 15日 \div 30日 = 18,500円$

月途中に転入する場合の上限額

37,000円（42,000円）×板橋区での認定日からの日数÷その月の日数

（例）3号認定の世帯が、北区から板橋区へ6月16日に転入し、施設等利用給付認定申請を行い、6月21日に認定された場合

$42,000円 \times 10日 \div 30日 = 14,000円$

<お問い合わせ・提出先>

〒173-8501 板橋区板橋二丁目66番1号 板橋区役所

○施設等利用給付認定・通知書、施設等利用費の請求に関すること

（幼稚園・認定こども園（1号認定）利用者除く）

子ども家庭部保育サービス課民間保育第二係（南館3階②番窓口）

（電話）03-3579-2494

○幼稚園・認定こども園（1号認定）を利用している方の認定・請求に関すること

教育委員会事務局学務課幼稚園係（北館6階④番窓口）

（電話）03-3579-2613